

# 平成25年度船員災害防止実施計画について

## 船員災害防止計画とは

○ 船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和42年法律第61号)に基づき、国土交通大臣は、5年ごとに船員災害の防止に関し基本となるべき事項を定めた船員災害防止基本計画を作成し、また、その実施を図るため、毎年、船員災害防止実施計画を作成しなければならないこととされている。

## 第10次船員災害防止基本計画(平成25年度～平成29年度)

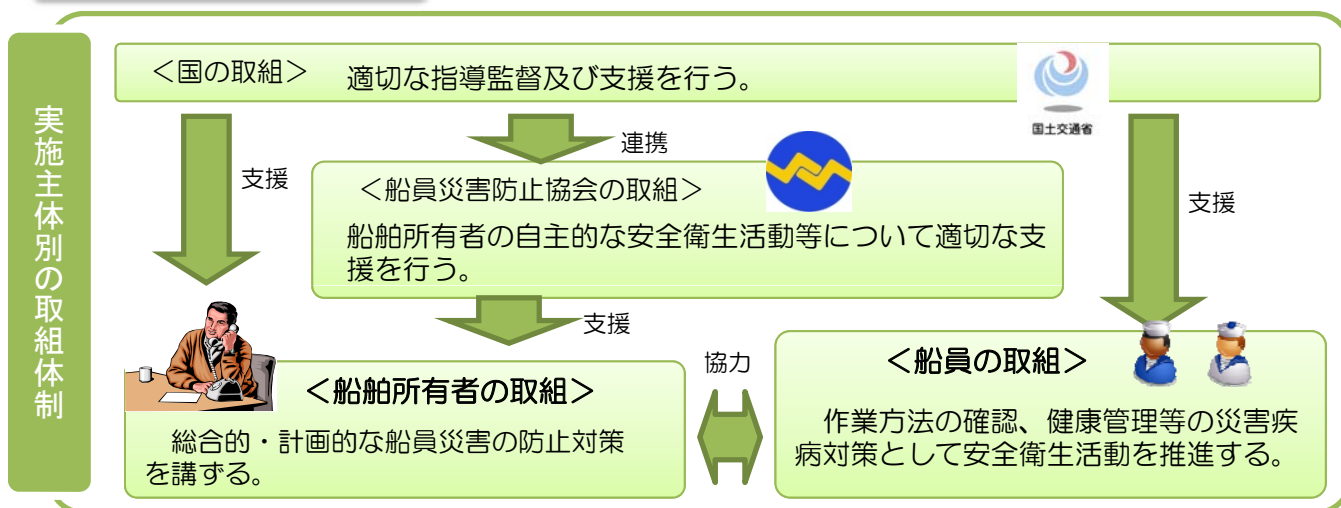
### 船員災害の減少目標

第9次計画期間(20年度～24年度)の年平均値と比較して、死傷災害及び疾病の発生率を右のとおり減少させることを目標とする。

	死傷災害	疾病
一般船舶	11%減	12%減
漁船	15%減	5%減
合計	13%減	10%減

また、船員災害による死亡・行方不明者数を2割減少させる。

### 船員災害対策



### 主要な対策の推進

#### ①作業時を中心とした死傷災害防止対策

船舶所有者は作業環境の改善等を、船員は作業時の安全確認の遵守等を行う。

#### ②海中転落・海難防止による死亡災害防止対策

救命胴衣の確実な着用等に努める。

#### ③漁船における死傷災害対策

荒天時の作業中止等、安全な操業に努める。

#### ④年齢構成を踏まえた死傷災害及び疾病防止対策

高齢化による心身機能の変化等を踏まえた作業環境とする。

#### ⑤生活習慣病等の疾病防止対策

疾病の予防対策の実施や、健康意識の向上を図る。

#### ⑥その他の安全衛生対策

外国人船員への対策のほか、海上労働条約の国内法化に基づく取組の推進を図る。

# 平成25年度船員災害防止実施計画

## 船員災害発生状況

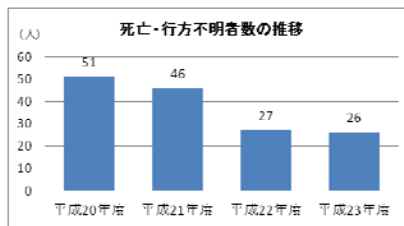
(計画 1頁目～5頁目)

○平成23年度の船員災害発生率（休業3日以上；年間千人率）

	合計	一般船舶				漁船	その他
		計	外航	内航(大手)	内航(その他)		
合計	19.7% [5%減] (1,317人)	20.7% (535人)	9.8% (48人)	22.9% (54人)	23.3% (433人)	22.3% (603人)	12.7% (179人)
死傷災害	10.5% [4%減] (707人)	9.6% (249人)	2.6% (13人)	9.8% (23人)	11.4% (213人)	13.6% (367人)	6.4% (91人)
疾病	9.1% [8%減] (610人)	11.0% (286人)	7.1% (35人)	13.2% (31人)	11.8% (220人)	8.7% (236人)	6.2% (88人)

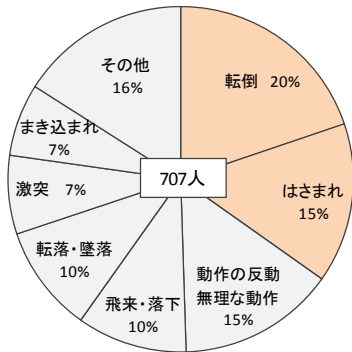
※「内航(大手)」とは、使用船員100人以上の船舶所有者を指す。  
 ※( )内は発生人数 ※[ ]内は発生率の前年度比

○死亡・行方不明者数：26人



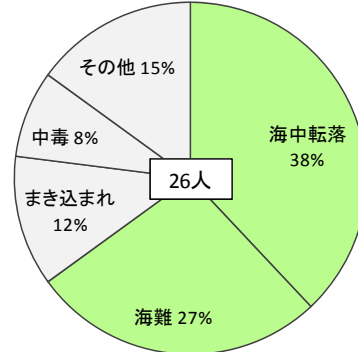
○死傷災害は、依然として転倒とはさまれが多い。

態様別死傷災害発生状況

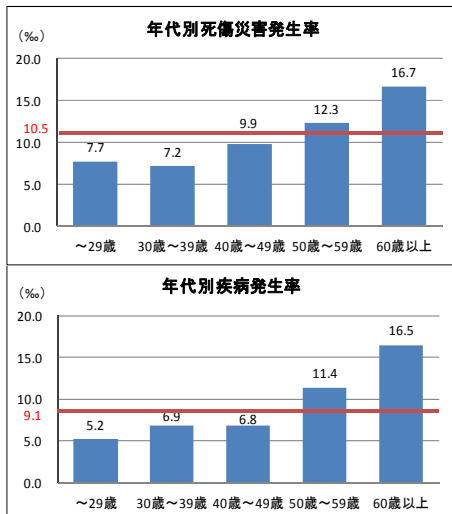


○死亡・行方不明の原因は、海中転落と海難で過半数

死亡・行方不明となった災害の種類

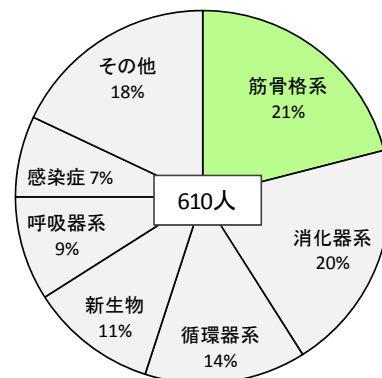


○高齢船員（50歳以上）は死傷災害・疾病ともに高い発生率



○筋骨格系・消化器系の疾患が多く発生

疾病の種類別発生状況



## 船員災害防止のための主要な対策

総合的な安全衛生の向上を目指した取組

(計画 6頁目～9頁目)

### ○安全衛生管理体制の整備とその活動の推進

船員災害防止を推進するために、船内における個別の対応だけでなく、船舶所有者や荷主の災害防止に対する意識の高揚、自主的な安全衛生活動への取組が不可欠

#### (1) 作業基準、安全基準の徹底

例年、転倒・はさまれ・海中転落等、基本的な作業基準の遵守を怠ったことによる死傷災害が発生

そのため、

- ・作業前ミーティング等による作業手順、安全基準に基づく手順の確認
- ・ヒヤリハット事例集の活用、KYT・KYK訓練の実施



#### (2) 若年船員に対する安全衛生に係る教育・指導の充実

今後熟練した知識・技能を有するベテラン船員の退職が進むと、十分に安全衛生に関する技能等が継承されないおそれ

そのため、 ・OJTの積極的な実施 ・マニュアル等の教育

#### (3) 安全衛生パトロールや安全衛生教育等の実施

①団体安全衛生委員会等を活用し、訪船指導等の安全衛生診断の実施の他、各種講習会等を活用し、安全衛生教育を実施

②派遣船員については、派遣先・派遣元が連携して適切な安全衛生教育を実施

#### (4) 船内における安全衛生管理体制の構築及び推進

船員災害防止のための船内労働安全衛生マネジメントシステム導入の推進

また、マネジメントの導入が難しい船舶所有者については、より簡単にできる船内向け自主改善活動(WIB)を普及促進



重点を置くべき災害に対応した取組

(計画 10頁目～21頁目)

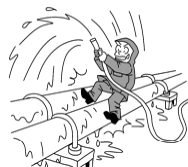
### ○作業時を中心とした死傷災害防止対策

#### ①「転倒」

甲板上の通路、階段等でのつまずき・滑り等により転倒したものが47%発生しており、船内の整理整頓や急な動作を控える等の対策

#### ②「はさまれ」

甲板装置や機関装置等動力機械にはさまれたものが42%発生しており、動力部には適切に覆いをつける、不必要に近寄らない等の対策



### ○海中転落・海難による死亡災害防止対策

#### ①海中転落

- ・保護具の確実な着用の推進、国及び船災防は着用に向けた取組
- ・作業時における海中転落の対策
- ・海中転落や海難発生時に備えたサバイバルトレーニングの実施

#### ②海難

安全管理体制の構築や重大事故発生時の再発防止対策の実施等の取組



## 重点を置くべき災害に対応した取組（続き）

### ○漁船における死傷災害対策

漁船の災害は、一般船舶と比べても多く発生していることから、次の取組を確実に行うものとする。

- ・ 保護具（救命衣・ヘルメット等）の確実な使用
- ・ 作業前ミーティングの実施
- ・ 荒天時等の無理な操業の中止

発生件数の多い「転倒」「はさまれ」対策、漁ろう作業時の安全対策にも取り組む。

### ○年齢構成を踏まえた死傷災害及び疾病防止対策 → 高年齢船員（50歳以上）の船員災害対策

#### ① 死傷災害防止対策

「慣れ」からくる油断を排除し初心に立ち返る、コミュニケーションを図る等の取組

#### ② 疾病防止対策

筋骨格系の疾病については高年齢船員が過半数を占めることを踏まえた作業時及び作業場所の対策

### ○その他の安全衛生対策

#### ① 外国人船員の災害防止対策

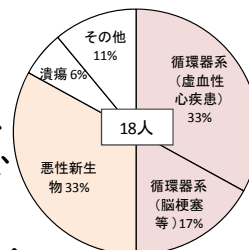
コミュニケーションの充実やマニュアルの作成

#### ② ILO海上労働条約への対応

船内安全衛生委員会の設置等

### ○生活習慣病等の疾病防止対策

疾病による死亡の内訳



#### ① 生活習慣病の予防対策

生活習慣病は疾病による死亡の83%を占めるほか、他の疾病の原因となるため、普段の健康管理食事管理が重要。

また、治療には早期発見・早期治療が重要であることから、定期的な生活習慣病の予防健診が肝要

#### ② インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症予防対策

うがい・手洗い・アルコール消毒等の感染予防対策の実施

#### ③ 居眠り防止対策

居眠りによる海難が発生していることを踏まえ、睡眠不足等の体調面、眠気を催す薬の服用状況、睡眠時無呼吸症候群（SAS）等の睡眠障害への対策等の取組

#### ④ 熱中症の予防対策

水分・塩分の補給、十分な睡眠等

#### ⑤ その他の健康管理上の取組

安全情報の収集（放射線情報）

## 平成25年度の船員災害減少目標

（計画 23頁目）

基本計画で定めた船員災害の減少目標を達成するため、基本計画期間中に毎年度同程度減少を目指すこととし、実施計画においては、船員災害の減少目標を死傷災害及び疾病に区分して、次のとおりとする。

#### 死傷災害発生率の減少目標

- 一般船舶 : 3% 減
- 漁 船 : 4% 減
- 全 体 : 3% 減

#### 疾病発生率の減少目標

- 一般船舶 : 4% 減
- 漁 船 : 2% 減
- 全 体 : 3% 減

- 船員災害による死亡・行方不明者数を2割減少させる。

# 平成25年度における新規取組について

## (1) 船内向け自主改善活動（WIB）の取組推進

（計画 8頁目 I（4））

国は、船内での労働環境の実態や他業種における自主改善活動の取組等について調査を行い、その結果を踏まえて、WIB指導員養成方法等その普及促進方策の検討を行う。

### ○船内向け自主改善活動WIBとは

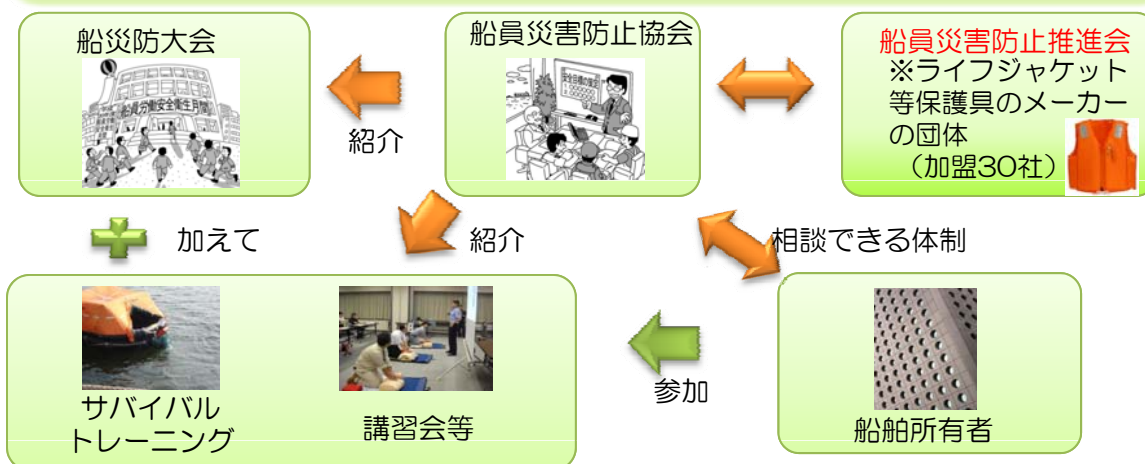
WIB(Work Improvement on Board)とは、船員本人のチェックリストによる船内点検を通じて、各船員が船内の危険箇所・問題点等を認識し、その対策を講ずるとともに、安全意識の向上を図るもの。



## (2) ライフジャケットの紹介・相談体制の構築

（計画 12頁 II〔2〕2.）

船員災害防止協会においては、作業用救命衣等の保護具について、従来からの船員災害防止大会に加えて、平成25年度からは、生存対策講習会等においても展示を行う。また、漁種・作業形態に応じた適切な保護具に係る相談を実施するほか、ホームページ等を通じて新製品等の周知を行う。



## (3) ライフジャケット着用推進員制度（仮称）の創設

（計画 12頁 II〔2〕2.）

国においては、平成24年度に実施した各種推進員等の実態調査の結果を踏まえて、船内や会社、漁業協同組合等で作業用救命衣の着用指導等の安全指導を行う「ライフジャケット着用推進員制度（仮称）」について、関係機関と連携して推進員の認定基準、活動内容、表彰基準等、平成26年度からの実施に向けた検討を行う。

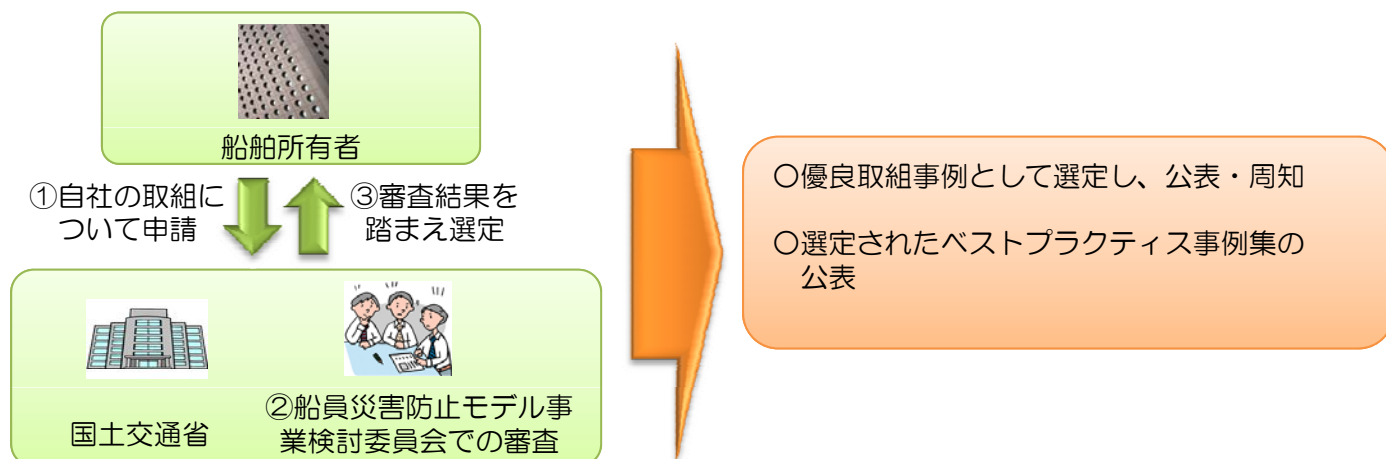


# 平成25年度における新規取組について

## (4) ベストプラクティスの選定

(計画 22頁 Ⅲ 1)

国においては、他社の模範となる優良な取組を選定し公表するベストプラクティス制度(仮称)の選定基準等について船員災害防止モデル事業検討委員会において検討の上、平成25年度内に募集を行う。



## (5) 「目に、耳に訴える」分かりやすい講習会

(計画 22頁 Ⅲ 2)

新たなDVDを活用する等により、船員家族も参加する「目に、耳に訴える」分かりやすい講習会を実施する。

## (6) 月間の標語の見直し(家族目線の標語)

(計画 22頁 Ⅲ 2)

また、船員労働安全衛生月間の標語については、従来からのものに加えて、関係機関の協力により、家族、船員教育機関の生徒等を対象とした「家族(奥さんや子供)目線」による募集を平成25年1月から新たに開始したところであり、その取組を今後とも継続する。